

(2) 相模原市立図書館条例施行規則

相模原市立図書館条例施行規則

(昭和39年3月30日教育委員会規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市立図書館条例(昭和39年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 相模原市立図書館、相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館の開館時間は、午前9時30分から午後8時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前9時30分から午後6時までとする。

2 相模原市立図書館相武台分館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、12月28日の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 相模原市立図書館(相模原市立図書館相武台分館を含む。第4号において同じ。)、相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(休日に当たるときは、その翌日)

(2) 前号の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 4月5日から同月11日までの日(相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館に限る。)

(4) 4月12日から同月18日までの日(相模原市立図書館に限る。)

(5) 1月及び4月を除く毎月第2木曜日(休日に当たるときは、その翌日)

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 教育委員会は、第1項第6号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を告示する等市民への周知を図るものとする。

(貸出券の交付等)

第4条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、貸出券交付申請書を教育委員会に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。ただし、相模原市立公民館条例施行規則(昭和44年相模原市教育委員会規則第6号)、相模原市立総合学習センター条例施行規則(平成13年相模原市教育委員会規則第2

号)、相模原市立男女共同参画推進センター条例施行規則(平成12年相模原市規則第6号)若しくは相模原市立視覚障害者情報センター条例施行規則(平成28年相模原市規則第85号)又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第19項の規定により設置されている図書室の管理及び運営に係る規程の規定により貸出券の交付を受けている場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により貸出券の交付を受けたものは、当該貸出券の交付に当たり申請した事項に変更が生じた場合又は当該貸出券を亡失し、若しくは損傷した場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 条例第4条の規定により館外貸出しの承認を受けようとするものは、貸出券(第1項ただし書の規定による貸出券を含む。)を提示しなければならない。

4 第1項の貸出券の有効期間は、条例第5条の規定による個人貸出しの資格については交付の日から起算して4年間、条例第6条の規定による団体貸出しの資格については交付の日から当該交付の日の属する年度の末日までとする。

(図書館資料の貸出しの制限)

第5条 特に貴重な図書その他教育委員会が貸出しを不相当と認めた図書館資料は、貸出しをすることができない。

(個人貸出しの数及び期間)

第6条 個人館外貸出しをする図書館資料の貸出数及び貸出期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人館外貸出しをする図書館資料の数 1人につき、図書資料は10点以内、ビデオテープ、コンパクトディスクその他の視聴覚教育のための資料は3点以内とする。

(2) 個人館外貸出しをする図書館資料の貸出期間 14日以内とする。

(団体貸出しの期間等)

第7条 団体館外貸出しをする図書資料の貸出期間は2月以内とし、貸出数については、貸出しの都度、教育委員会が定める。

(貸出しの停止)

第8条 教育委員会は、図書館資料の館外貸出しを受けたものが、第6条第2号及び前条の貸出期間経過後なお図書館資料を返却しないときは、そのものに対する新たな図書館資料の館外貸出しを停止することができる。

(図書資料の複写)

第9条 図書資料の複写をしようとするもの(以下「申込者」という。)は、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 複写をすることができる図書資料は、図書館が所有し、又は寄託を受けたものとする。
- 3 図書資料のうち次に掲げるものは、複写をすることができない。
 - (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するもの
 - (2) 技術上複写をすることが困難なもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、複写をすることを教育委員会が不相当と認めたもの
- 4 図書資料の複写に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、公務上複写をするとき又は教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(集会室等の利用)

第10条 条例第7条第1項の規定により集会室等を利用することができるものは、読書団体、文化団体、教育関係団体、公共団体その他教育委員会が必要と認める団体とする。

(利用時間)

第11条 集会室等の利用時間は、開館日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、相模原市立図書館相武台分館の小集会室の利用時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(利用承認申請手続等)

第12条 条例第7条第2項の規定により集会室等を利用しようとするもの(承認された事項の変更をしようとするものを除く。以下「利用申請者」という。)は、集会室等利用承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、利用日前2月から利用日前2日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第1項の申請書の提出があったときは、その利用目的及び内容を検討し、その利用を、承認するときは集会室等利用承認通知書により、承認しないときはその旨を利用申請者に通知するものとする。

(利用の取消し及び承認事項変更の手続)

第13条 前条第3項の規定により集会室等の利用の承認を受けたものは、集会室等の利用の取消し又は承認された事項の変更をしようとするときは、その旨を教育委員会に申し出て承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第14条 図書館を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された以外の施設又は設備を利用しないこと。
- (2) 許可なく壁等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。

- (4) 図書館資料を大切に扱うこと。
- (5) 談話、音読その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 危険若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。)を除く。)を持ち込まないこと。
- (7) 許可なく所定の場所以外の場所で飲食しないこと。
- (8) 図書館の係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第15条 教育委員会は、図書館の管理上必要と認めるときは、係員を利用の承認をしている施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、当該係員の立入りを拒むことはできない。

(損傷等の届出)

第16条 図書館の建物、附属設備等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を文書により教育委員会に届け出なければならない。

(協議会の庶務)

第17条 相模原市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の庶務は、相模原市立図書館で処理する。

(協議会会長への委任)

第18条 前条に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(寄贈)

第19条 教育委員会は、図書その他の資料の寄贈を受けることができる。

2 前項の規定による寄贈に係る費用は、寄贈者の負担とする。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(様式)

第20条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則(令和7年3月28日教委規則第6号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

※ 本条例規則は、相模原市例規集から一部抜粋。